

参考 住宅用火災警報器に係る消防 法令等



消防法

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」

平成16年6月2日 平成16年法律第65号

住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないとされました。(消防法第9条の2)

消防法施行令

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」

平成16年10月27日 平成16年政令第324号

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が平成18年6月1日とされました(既存住宅への住宅用火災警報器の設置については、市町村等の条例で定める日までの間は適用されません)。

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」

平成16年10月27日 平成16年政令第325号

消防法第9条の2第1項に基づき住宅への設置が義務付けられた住宅用防災機器として、住宅用火災警報器(いわゆる住宅用火災警報器)又は住宅用防災報知設備(いわゆる住宅用自動火災報知設備)が定められ、住宅用火災警報器等の設置及び維持に関する条例の基準について定められる等しました。(消防法施行令第5条の6、第5条の7、第5条の8、第5条の9)

総務省令

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」

平成16年11月26日 平成16年総務省令第138号

「住宅用火災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」

平成17年1月25日 平成17年総務省令第11号

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」

平成17年3月25日 平成17年総務省令第41号

関係通知

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について(住宅用火災対策関係)」

平成16年11月26日 消防安第221号

「火災予防条例(例)の一部改正について」

平成16年12月15日 消防安第227号

「改定火災予防条例(例)の運用について」

平成16年12月15日 消防安第228号

「台所等における住警器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」

平成17年1月25日 消防安第17号

「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインの一部改正等について」

平成17年1月25日 消防予第17号 消防安第32号

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について」

平成17年3月25日 消防安第66号

「執務資料の送付について」

平成17年3月31日 消防安第65号

「放射線障害防止法の一部改正に伴うイオン化式感知器等の廃棄等における留意事項について」

平成17年6月1日 消防予第118号 消防安第119号

「住宅用火災警報器及び住宅用防災報知設備の技術上の規格を定める省令第11条の運用等について」

平成18年2月20日 消防予第78号